

令和6年度税制改正大綱（抜粋）

令和5年12月14日
自由民主党
公明党

1. 構造的な賃上げの実現

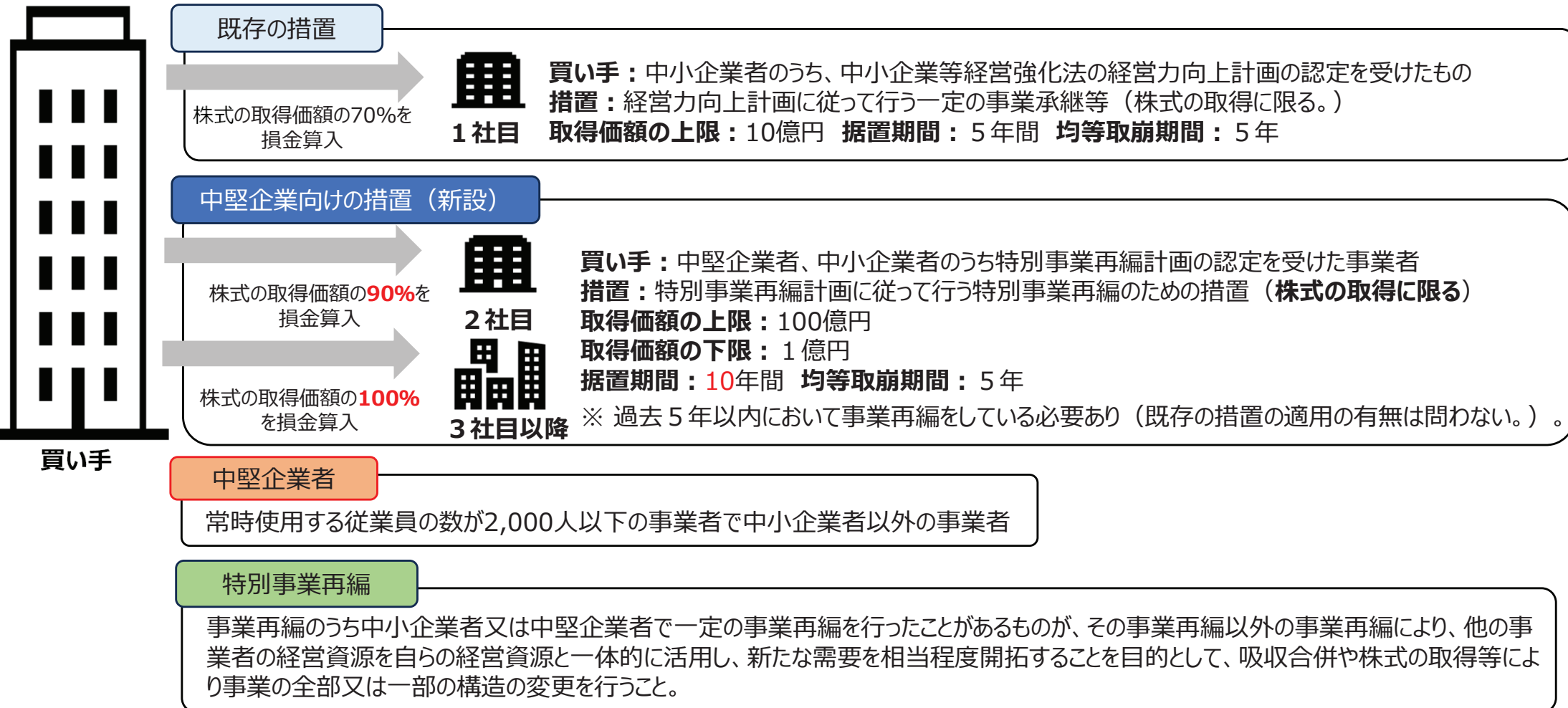
(3) 合併・事業譲渡による生産性向上を通じた中堅・中小企業の賃金引上げ

「成長と分配の好循環」を実現するためには、三位一体の労働市場改革など、わが国の生産性を引き上げる構造的な改革が必要となる。その中で、多くの国民の生活基盤である地域経済において、経済活動の大黒柱である中小企業の実業の生産性の向上や経営基盤の強化を促し、中堅企業へと成長を後押ししていくことが重要となる。こうした認識の下、令和6年度税制改正においては、中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充することとする。具体的には、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講ずる。こうした措置により、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保することとする。

中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

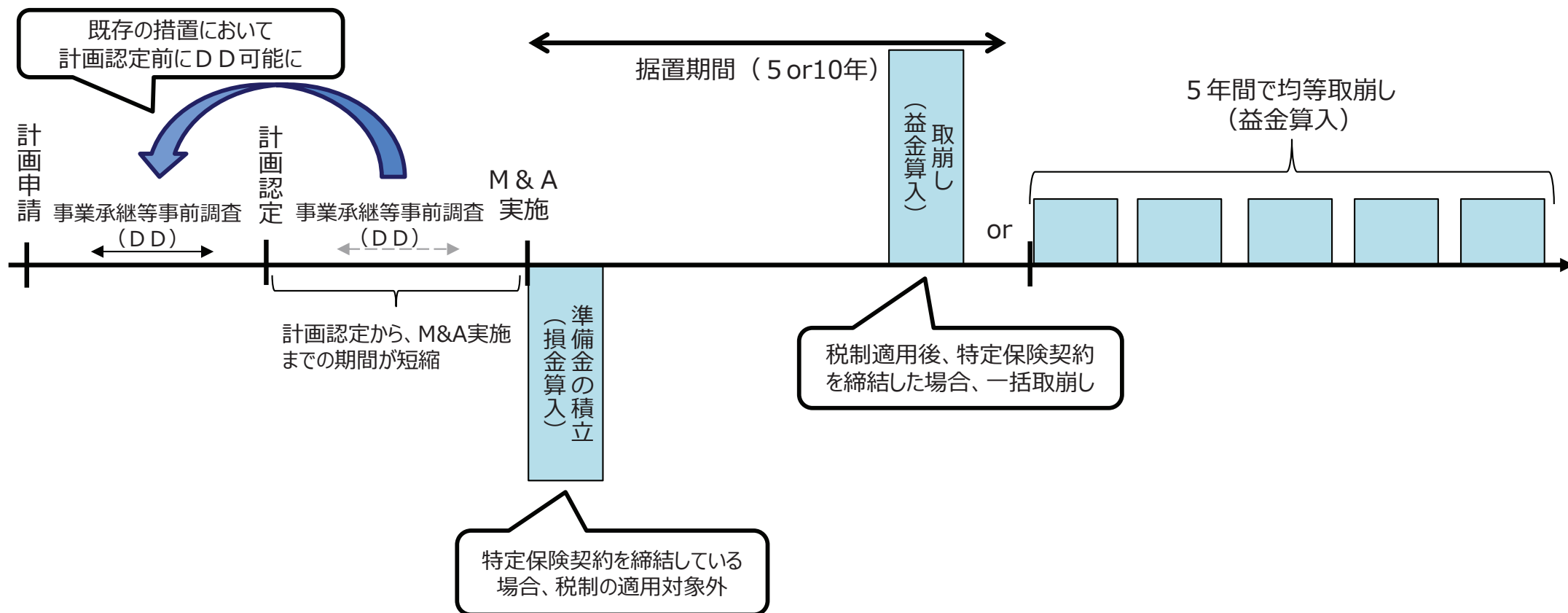
- 今般、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、適用期限を3年延長したうえで、複数回のM & Aを実施する場合には、積立率を、改正前の70%から、2回目は90%、3回目以降は100%に拡充し、据置期間を改正前の5年から10年とする措置を講ずることとする。これにより、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保する。

【適用期限（認定期限）：令和9年3月31日（3年延長）】



中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し

- グループ化に向けた複数回のM&Aの措置を創設するほか、特定保険契約（支払限度額が5億円超の表明保証保険契約）を締結している場合、税制の対象外とし、また、税制適用後、特定保険契約を締結した場合、全額一括取り崩しとする。
- その他、これまで計画認定後に行われていなかった事業承継等事前調査（DD）を計画認定前に行えるよう運用上の見直しを行い、M&A実施をスピーディに行えるようにする。



(参考)

事業承継等事前調査(DD)：事業承継等により取得し、又は提供を受けようとする経営資源が他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査